

## 高齢者施設における検査の徹底について

厚生労働省から発出された各事務連絡※に基づき、本県における高齢者施設に対する検査について、下記のとおり取り扱うものとする

- ※ 「クラスターが複数発生している地域における積極的な検査の実施について（要請）」（令和2年11月20日付け）  
「高齢者施設等への検査の再徹底等について（要請）」（令和2年12月25日付け）  
「医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について（要請）」（令和3年1月22日付け）  
「高齢者施設の従事者等の検査の徹底について（要請）」（令和3年2月4日付け） など

### 記

#### 1 対象地域

直近一週間でクラスター（高齢者施設以外のものも含む。以下同じ。）が複数発生している、概ね10人以上の大規模クラスターが発生している、又はクラスター発生の有無にかかわらず陽性者となった高齢者施設の職員や利用者が複数の施設間で行き来している等、保健所長が疾病・感染症対策室と協議の上で幅広い検査が必要と判断した地域（以下「感染拡大地域」という。）。

#### 2 検査対象者

感染拡大地域内の高齢者施設の職員及び利用者で、保健所長が検査が必要と判断した者。なお、感染拡大防止の観点から、無症状者を含めて幅広く対象とするものとする。

#### 3 検査方法

行政検査として実施する。なお、検査対象者が多数に上ることが想定されることから、帰国者・接触者外来による検査や保健所が直接検体を採取する方法の他に、ドライブスルーの活用や、当該高齢者施設の連携医療機関による検査等を検討する。

#### 4 具体的な進め方（例）

保健所長と疾病・感染症対策室が協議の上、感染拡大地域を決定。

→ 保健所と疾病・感染症対策室、長寿社会政策課が協議の上、検査対象となる施設を選定。それに当たっては、長寿社会政策課が高齢者施設の施設数や職員、入所者数等の情報を提供。

※ 疾病対策班と地域保健班、成人・高齢班、高齢者支援班でも情報共有・連携。

→ 保健所長が無症状者を含めて幅広く検査対象者を決定。成人・高齢班が高齢者施設等に必要な情報を提供・周知。

→ 検査実施（必要に応じて複数回検査を実施することも検討）

（以上）